一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3　［略］

4　前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5　［略］

第三十六条～第四十条　［略］

（完成検査に係る認定の基準等）

第四十一条　［略］

2　法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二　［略］

3　［略］

法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3　［略］

4　前条第二項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5　［略］

第三十六条～第四十条　［略］

（完成検査に係る認定の基準等）

第四十一条　［略］

2　法第三十九条の三第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二　［略］

3　［略］

第四十二条　［略］

（保安検査に係る認定の基準等）

第四十三条　［略］

2　法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一・二　［略］

3　［略］

（協会等による調査の申請等）

第四十四条　［略］

2　前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二　［略］

3～5　［略］

6　法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一・二　［略］

7　［略］

様式第17（第34条、第35条関係）

［略］

備考　1～3　［略］

4　前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第4項により当該検査を受け又は自ら行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

第四十二条　［略］

（保安検査に係る認定の基準等）

第四十三条　［略］

2　法第三十九条の五第二項の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査により行う。

一・二　［略］

3　［略］

（協会等による調査の申請等）

第四十四条　［略］

2　前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二　［略］

3～5　［略］

6　法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査により行う。

一・二　［略］

7　［略］

様式第17（第34条、第35条関係）

［略］

備考　1～3　［略］

4　前回の保安検査の年月日の欄には、第34条第3項により当該検査を受け又は行ったとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。